

第45号議案 長崎市野母崎ふれあい新港条例を廃止する条例

目次	ページ
1 条例廃止の概要	2
2 位置図及び平面図	3
3 施設写真	4
4 利用状況	5
5 地域との協議状況	6
6 今後のスケジュール	6

南総合事務所
令和5年2月

1 条例廃止の概要

(1) 概要

長崎市野母崎ふれあい新港（以下、「ふれあい新港」という。）については、旧野母崎町が平成 13 年 3 月に介護予防拠点施設として建設し、その後、市町村合併時に本市の公の施設として引継ぎ、高齢者の健康増進と介護予防に資する施設として野母地区内の高齢者の集い及び活動の場として運営してきた。

平成 29 年 4 月、野母地区内の旧小学校を改修し野母地区公民館を新たに移転・整備したことにより、立地性、利便性から高齢者ふれあいサロンをはじめ、老人会活動、健康相談等は野母地区公民館で実施されており、ふれあい新港の利用者は平成 29 年度以降、年々減少している。

野母地区公民館が代替施設として機能を充足し利用者数も少ないことから、ふれあい新港を廃止することに伴い、ふれあい新港条例を廃止するもの。

(2) 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

(3) 施設概要

ア 名 称	長崎市野母崎ふれあい新港
イ 所在地	長崎市野母町 2283 番地 38
ウ 設置年	平成 17 年 1 月 4 日（市町村合併日）
エ 構造	鉄筋コンクリート造 平屋建て
オ 敷地面積	315 m ²
カ 延床面積	165.61 m ²
キ 建築年月日	平成 13 年 3 月 15 日（令和 5 年 3 月で築 22 年経過）
ク 施設配置	研修室、談話室、キッチン、トイレ、倉庫
ケ 施設使用料	無料
コ 総事業費	38,500,200 円 (うち国庫補助金：36,690,000 円、一般財源：1,810,200 円)
サ 補助名称等	介護予防拠点整備事業補助金（厚労省所管）
シ 管理運営	市直営

(4) 開館時間 午前 9 時から午後 5 時まで

(5) 休館日

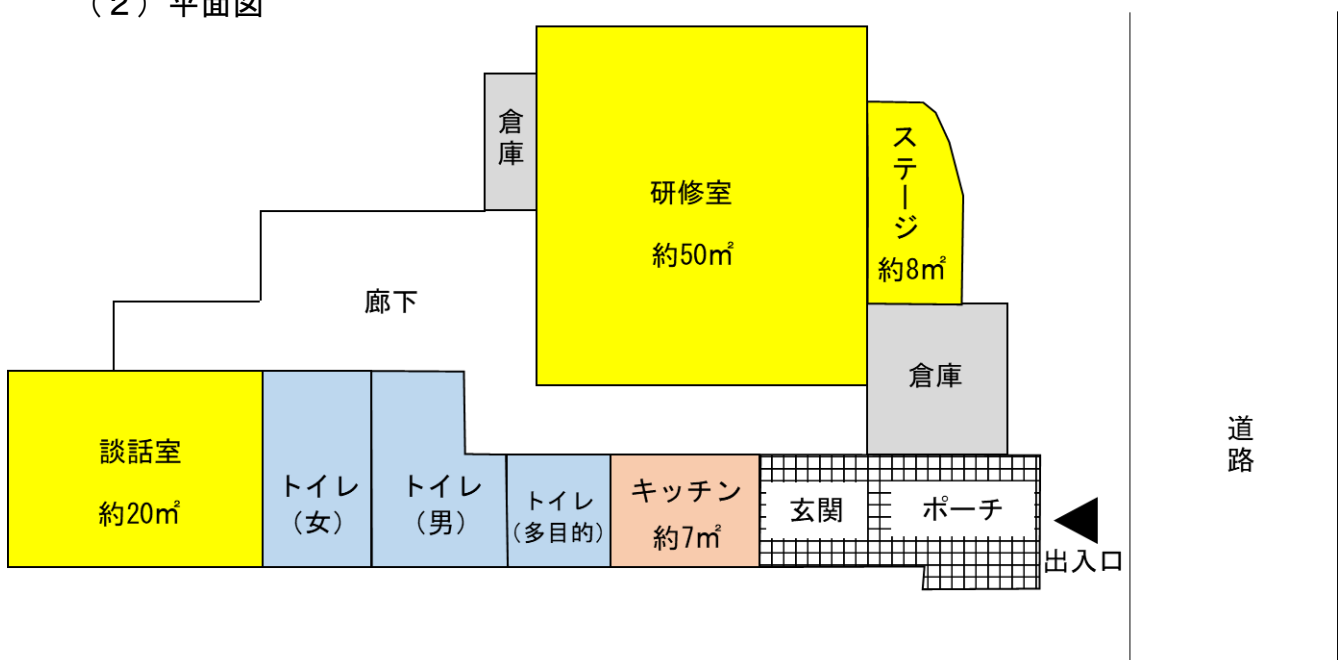
- ア 毎週日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律に規定する日
- ウ 1 月 2 日及び 1 月 3 日並びに 12 月 29 日から 12 月 31 日まで

2 位置図及び平面図

(1) 位置図



(2) 平面図



3 施設写真

【外観】



【施設内部】

(玄関)



(キッチン)



(研修室)



(談話室)



(トイレ)



4 利用状況

(単位：人)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
2,289	2,555	3,671	2,180	854	926	787	446	103

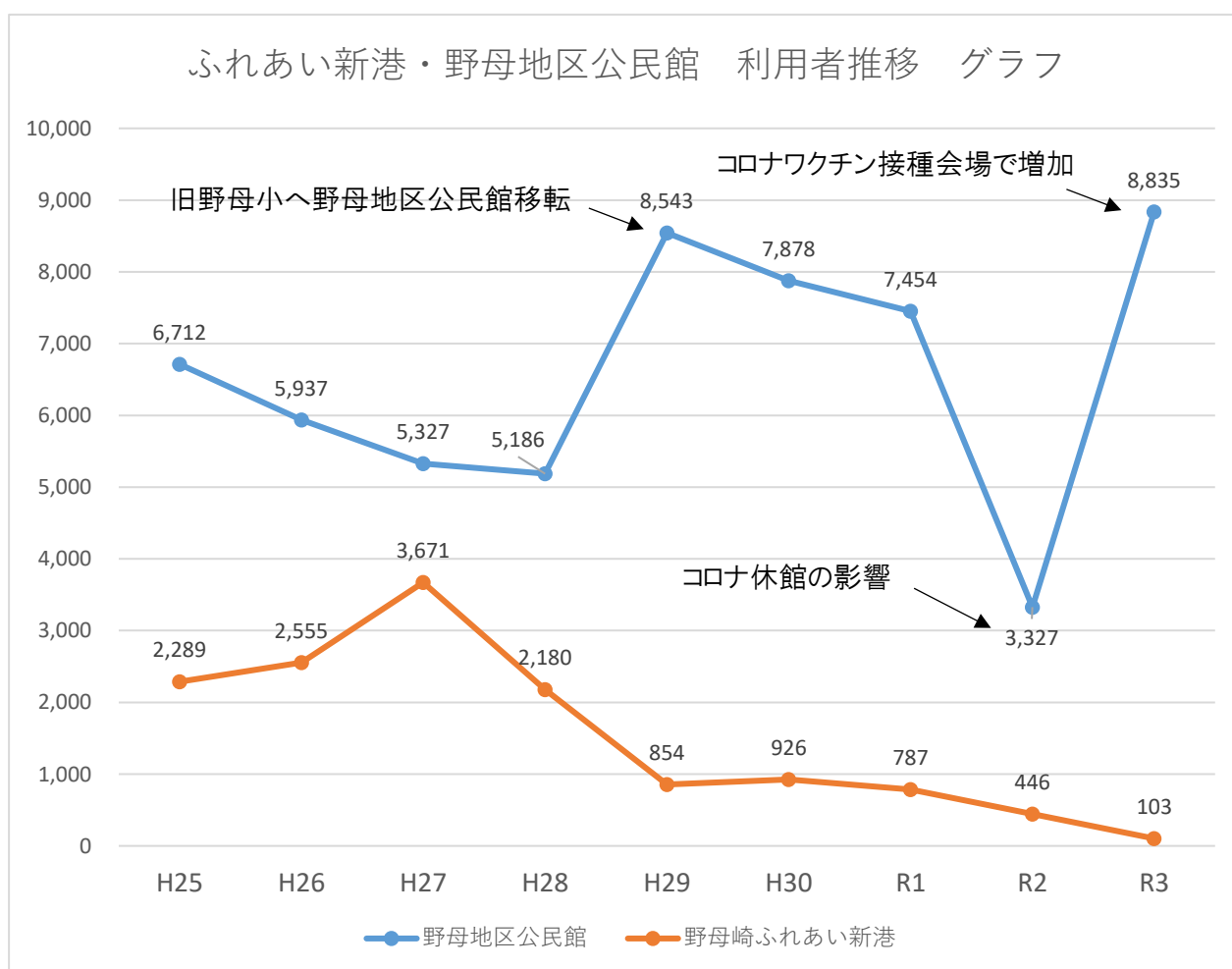
※ 駐車場を完備し施設も充実している野母地区公民館を移転・整備した平成29年度以降は、利用者数が大きく減少している。

※ 令和4年度については、令和5年1月末時点で利用実績なし

(参考) 野母地区公民館利用者の推移

(単位：人)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
6,712	5,937	5,327	5,186	8,543	7,878	7,454	3,327	8,835



5 地域との協議状況

日 時	対 象	意 見
令和4年 11月24日	野母地区 連合自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者利用施設としての廃止はやむを得ない。 ・ 施設は新しく利用しないのはもったいないので、地元でも活用を協議する。
令和4年 12月21日	野母地区 連合自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元での活用はない。 ・ 建物が無くなると地域が寂れた感じになるので、建物は残したまま活用してほしい。



■用途廃止について、了承を得る。

■一方で、建物の存置活用の要望を受けたことから、用途廃止後は建物を残した形での活用を進める。

6 今後のスケジュール

年 月	市議会	内 容
令和5年2月	2月市議会	・ 条例廃止議案提案
令和5年3月末		・ 施設を用途廃止し、行政財産から普通財産へ所管替え
令和5年4月以降		・ 建物付きでの公募売却を進める

※ ふれあい新港は、国庫補助金（介護予防拠点整備事業）を活用して建物を整備しており、財産処分制限期間（建設後47年）内であるため、売却額のうち建物に係る分は、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額（本事案の場合、約95%）を、国へ納付（返還）することとなる。